

滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告の徴収に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告の徴収に関する条例(平成19年滋賀県条例第3号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。(第1条および第2条関係)
- (2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとします。

滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告の徴収に関する条例 新旧対照表

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）<u>第38条の2第3項</u>の規定に基づき、精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第2条 知事は、<u>法第38条の2第3項</u>に規定する精神科病院の管理者に対し、当該精神科病院に入院中の同項に規定する任意入院者の症状その他同項に規定する事項について報告を求めることができる。</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）<u>第38条の2第2項</u>の規定に基づき、精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第2条 知事は、<u>法第38条の2第2項</u>に規定する精神科病院の管理者に対し、当該精神科病院に入院中の同項に規定する任意入院者の症状その他同項に規定する事項について報告を求めることができる。</p> <p>第3条以下 省略</p>